

3月3日

政府交渉が行われる

～今後の交渉に生かすことで成果に繋げよう～

去る3月3日、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議は、外務省、防衛省、環境省に対し、以下の要求を掲げて、各1時間ずつの交渉をもった。なお、この交渉は、近藤昭一（民主党）衆議院議員を代表とする沖縄等米軍基地問題議員懇談会を仲介として、また、これらをセットするに当たっては平和フォーラムの協力を得て行ったものです。

この日の参加者は、全国の各原告団や共闘団体から31名、前述の議員懇談会から8名（議員秘書を含む）でした。

◇要請書前文

基地爆音被害を解消し、基地周辺住民の生活環境の早期改善を求める要請書

私たちは、全国各地に存在する米軍基地および自衛隊基地周辺で生活を営んでいる住民です。

私たちは、今日まで半世紀以上にわたり、これらの基地を使用する米軍機や自衛隊機の爆音による、身体的被害や精神的被害、生活破壊、航空機の墜落や部品落下事故、さらには地域発展の阻害など、「基地が存在すること故の様々な被害」を被ってきました。

私たちは、このような基地被害を解消し、「平和で静かな生活環境を取り戻す」ため、「基地を使用する航空機の夜間～早朝の飛行差し止め」、「爆音被害に対する損害賠償」などを求めて、1975年に小松基地周辺住民が、次いで横田、厚木、嘉手納、普天間、岩国の中基地周辺住民が各地の地裁に提訴しました。そして、その後高裁から最高裁に至る裁判と判決を経て、「爆音は住民の受容限度を超え、違法状態にある」との明確な司法の判断が、何度も示されてきました。

一方、こうした司法の判断が示されているにもかかわらず、歴代の政府は、違法状態にある基地被害の抜本的な解決を図ろうとしてきませんでした。

ところで、第二次安倍政権の誕生以来、国の基地問題に対する姿勢は、日米の米軍再編合意を含め、国防最優先を前面に押し出しています。それは、全国各地で行われるようになった低空飛行訓練をはじめとする最前線を想定した軍事訓練の実施が物語っています。

また、MV-22に続くCV-22オスプレイの日本配備については、一昨年以来、米政府・米軍関係者が「日本に配備する」と発言している中で、日本政府は「米国政府からは何も聞いていないから答えられない」という無責任な態度をとっています。これでは、決定を覆せない段階で公表しようとしているのではないかと疑わざるを得ません。墜落事故等が多発するオスプレイを配備することは、日本国民の生命、財産を危機に陥れることであり、爆音被害をこれ以上増大させることになり、許されることではありません。

私たちは、政府が、憲法が保障している基本的人権、平和的生存権を、私たち基地周辺住民にも保障すべきであるとの思いを込めて、司法が示した「違法状態にある爆音被害」の早期解消を中心とした別紙の要求項目をまとめました。

貴職におかれましては、永年にわたり過酷な爆音被害に曝され続けている私たち基地周辺住民の願いを真摯に受け止めて、「爆音のない平和で静かな空」を一日も早く実現するために、誠意を持って今要求を検討され、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議宛に、文書をもって回答することを要請いたします。

(P 9上段○に續く)

(P 7 ◇からの続き)

環境庁方式センター及び環境庁方式による昼間騒音控除後センターを住宅地図におとした上で、個別原告の居住場所と当該センターとの関係についてなどを、今後主張する予定であるとしています。

原告による被害の主張（原告本人尋問や現場検証など）は、今年末～来年になる見込みです。

2 運動の現状

以下の2つの大きな問題について、「横田基地に係る6つの団体」や「オスプレイと飛行訓練に反対する東日本連絡会」などと共に、抗議や要請などに取

り組んでいます。

①オスプレイ問題

MV-22の飛来・訓練の問題、CV-22の配備問題。

②パラシュート訓練問題

日米合意によって、（現在も）沖縄県伊江島で行われている訓練が、日米の協議を経ずに横田基地でも行われていることに対し、周辺自治体や周辺住民が「おかしい」と感じていないことが問題です。

今後は、これらの事案について、その危険性や問題点を広く訴えていく活動を考えていく予定です。

(P 80からの続き)

◇要求書（外務省・防衛省宛）

1. 基地の運用について全国一律の基準を設けること。
2. 全国の基地周辺地域住民に良好な生活環境を提供するため設けられた日米合同委員会合意事項や政府が関わった協定・確認事項（以下、「事項」と表記）を守り、守らせること。また、各事項が結ばれた経緯・趣旨に従い、但し書きを乱用しないこと。

なお、各事項について、その実態を調査・検証し、結果と今後の対策について、該当基地周辺自治体や周辺住民に公表すること。

3. 軍用機の市街地上空における飛行を行わないこと。
4. 欠陥機オプブレイの配備・運用を中止すること。
5. 沖縄の民意に従い、普天間基地を即時無条件撤去し、辺野古と東村高江の新基地建設を即時中止すること。
6. 裁判所が下した全国の基地訴訟判決を尊重し、違法状態を解消するために、さらなる基地周辺住民への被害軽減策を講じること。
7. 全国の各基地で起きている以下の危険な状況・問題点を、緊急に解決させること。
 - ①嘉手納基地への外来機乗り入れを中止させること。
 - ②実弾の射撃訓練を止めさせること。
 - ③米軍戦闘機 F35 を日本に配備させないこと。
 - ④岩国基地への厚木基地からの空母艦載機部隊移駐案を白紙撤回すること。
 - ⑤岩国市・愛宕山の米軍関連施設の建設中止及び計画を白紙撤回すること。
 - ⑥小松基地周辺において、市街地上空を飛行しない「中島方式」を厳守すること。
 - ⑦厚木基地訴訟判決（2014年5月横浜地裁）における「自衛隊機の差止」について、米軍機に対しても同様の措置を取ること。
 - ⑧横田基地内を目標として行われている人員降下訓練、物資投下訓練を中止すること。

◇要求書（環境省宛）

1. 自衛隊・米軍に対し、環境基本法の航空機騒音の環境基準を守らせる具体的な対策を講じること。
2. 航空機騒音の環境基準設定にあたって、飛行時刻や飛行コース、運用基準等が特定されない軍事基地周辺地域について、より厳しい基準を設けること。
3. 航空機騒音の人体に及ぼす医学的影響について、国費で調査研究を行うこと。

なお、低周波音の人体に及ぼす医学的影響については、早急に環境基準を設けること。

4. 新基地建設を進めようとしている沖縄県辺野古と東村高江における環境破壊について早急に調査し、問題のある場合は、新基地建設を中止させること。
5. 岩国基地の沖合埋め立て工事で消滅した藻場干潟

を回復させるための措置を、より具体的に講じること。

なお、この交渉に先立って、2月22日にキャンプ・シュワブ・ゲート前で、名護市辺野古移設に反対する沖縄平和運動センター議長の山城さんら2人を拘束した件について、外務省と防衛省に抗議・要請を行った。

◇抗議・要請書（外務省・防衛省・国土交通省・国家高温委員会宛）

辺野古への新基地建設工事即時中止の声をあげる市民に対する過剰警備を止めることを求める要請書

本日の要請項目の中で、私たちは、日米両政府が沖縄県民の民意を無視して推し進めようとしている沖縄・辺野古の新基地建設工事を即時中止することを求めています。

「辺野古新基地建設反対」という沖縄県の民意は、2014年1月の名護市長選挙、11月の沖縄県知事選挙、12月の衆議院議員選挙において明確に示されたと考えるからです。そして、沖縄県内各所から多くの県民やそれに共感する全国の市民が、毎日、新基地建設工事の中止を求めて、キャンプ・シュワブ前に集まっています。

しかし、今はボーリング調査を強行するために45トンもあるブロックの塊を海に投げ込み、珊瑚礁を砕くなどの環境破壊すら起こしました。そして、2015年2月22日、キャンプ・シュワブのゲート前において、米軍が雇用している基地従業員が市民2名を不当に拘束し、名護警察が身柄を引き取り逮捕、1日半にわたって拘留しました。拘束された市民は意図的に提供区域に入ったわけではなく、米軍が雇用している基地従業員によって無理やり提供区域内に引きずりこまれたもので、理不尽にも、後ろ手に手錠をかけられ、拘束されたのです。

本来、国民の命を守る立場である日本の警察は、このような米軍側の許されざる行為に対して抗議をするべきであるのに、米軍の言われるままに2名を逮捕、拘留し、長時間にわたる取り調べを行いました。

このように沖縄県民をはじめ新基地建設に反対する市民に対する暴力的な弾圧は、陸上だけではなく海上においても行われています。さらには、警察、海上保安



所だけではなく、北部国道事務所、沖縄総合事務局の職員など国家公務員までも動員しており、過剰警備と言わざるを得ません。まさに、市民の声を力で抑圧する戦前の独裁政治を彷彿とさせる行為です。私たちは、以上の点を踏まえ、以下の3項目について申し入れます。

1. 2015年2月22日に米軍が雇用している基地従業員が行った市民に対する不当な拘束事件について米軍および警察・検察の責任を明らかにすること。
2. 那覇地檢に対し、上記事件で拘束された市民2名

に対し誤った処分を行わないようにはたらきかけること。

3. 名護署、海上保安庁、北部国道事務所、沖縄総合事務局に対して、過剰警備を止めるように指導すること。

今回は、衆議院議員会館の会議室1か所で、私たちが移動することなく、各省1時間ずつ計3時間の交渉でした。各省から十分な回答は得られなかったものの、今回の交渉結果を次の交渉につなげていくことを確認し、今回の行動を終えた。

全国基地爆音訴訟連絡会・ 岩国支援行動（2/5-2/6）



【目次】

▶安倍政権における集団的自衛権行使容認と憲法の危機1~2
▶各原告団からの報告	
○第四次厚木…2~3 ○第2次普天間…3~4	
○第三次嘉手納…4~5 ○第2次新横田…6~7	
○第5次・6次小松…7 ○岩国…7	
○第9次横田…7~8	
▶3月3日・政府交渉が行われる.....8~10	
▶2/5, 2/6 岩国支援行動(写真)	10

【編集後記】▶前回同様、諸事情で発行予定が1ヶ月ほど遅れました。▶この間、安倍内閣は軍事基地の運用に大きな影響を及ぼす決定を、国会の審議も絶ずに行っています。▶そういえば、このところ、基地の警戒が厳しくなった感じがあります。▶次回発行は2015年秋口を目指します。▶6月3日(水)に、全国公害被害者総行動における外務省・防衛省・環境省交渉が行われます。3月3日の政府交渉を踏まえ、少しでも実りある交渉するためにご協力ください。(F)